

表1 専門職業人として看護職に必要な能力の全体像（日本看護協会教育計画より）

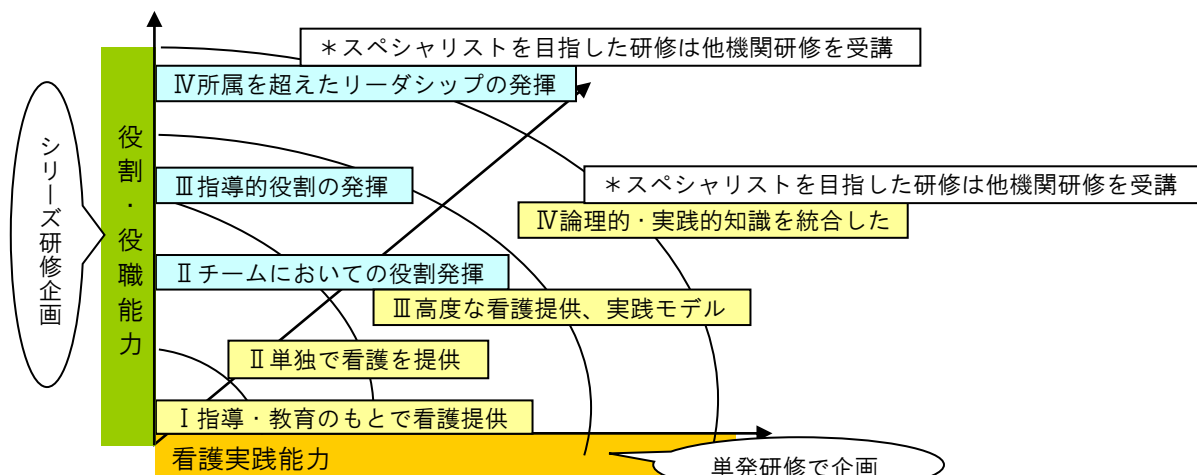
項目	内容		
倫理的実践	説明責任	自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ	
	倫理実践	人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重し、看護者の倫理綱領に基づいて看護を実践する	
	法的責任	医療法、保健師助産師看護師法に基づき、日本看護協会等のガイドラインに沿って実践を行う	
看護の提供とマネジメント	看護の主要原則		
	看護の提供	アセスメント	看護過程を展開するために必要な情報の収集・分析と健康問題の判断を行う
		計画	看護上の問題の明確化と解決のための方策を提示し、問題解決のための方法を選択する
		介入	利用者へのインフォームドコンセント、直接的看護方法・相談・教育を実施する
		評価	実施した看護の事実即した記録作成、実施した看護の評価、計画の修正・再構成を行なう
		コミュニケーションと対人関係	対象となる人々に対して、適切なコミュニケーションと対人関係技術によって治療的関係を築く
	健康増進	すべての人々を対象として身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態に到達するために、個人や集団が自己の目標を確認・実現し、ニーズを満たし、環境を改善し、環境に対処できるよう援助する	
	ケアマネジメント	安全環境	対象となる人々へ安全な看護を提供し、人々が危機的状況にさらされているときは、保護し安全を確保する
		専門職種間の協働	他の看護者および保健医療福祉関係者と共に協働して看護を提供する
委任と管理		他の看護職および保健医療福祉関係者に委譲する場合には、自己および相手の能力と実践可能範囲内の活動を正しく判断し、委任し管理する	
専門能力の開発	専門性の強化	研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する	
	質の向上	看護業務の質を評価する際に、妥当性のある根拠を用いて、質の向上のための取り組みに参加する	
	継続教育	常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める	

表2 受講者の看護実践能力に応じた学習段階設定（日本看護協会教育計画より）

I	指導や教育のもとで、基本的な看護を安全に実践できる。指導を受けることにより自己の学習課題を見つけることができる。
II	看護実践の場面において単独で看護を提供できる。チームリーダーの役割や責務を認識し遂行できる。自己の学習課題に向けた学習活動を展開できる。
III	高度な看護活動を実践でき、かつ他者にモデルを示すことができる。自己の学習活動に積極的に取り組むのみならず、指導的役割を發揮できる。
IV	論理的かつ実践的知識を統合して、卓越した看護を実践し、所属を超えてリーダーシップを發揮できる。自己の学習活動はもとより組織的な教育・研究活動を主体的に実践できる。



図1 研修センター研修の構造図



看護実践能力をI～IVの4段階とし、役割・役職能力をラダーII～IVの3段階として構造図にした

表3 研修センター研修の枠組み（平成29年度研修プログラム関連図P5参照）

	研修種別(対象)	看護実践能力研修（全会員対象★応募要件あり）ラダーI～IV			
		役割・役職機能 ラダーII～IV			
I 継続研修	枠	I	II	III	IV
	1 日常看護の刷新と専門化 *「尊厳を守る看護の実現」 「看護実践力の刷新」				
	2 社会的要請の先取りと対応				
	3 職業の継続	それぞれの領域に研修を配置			
	4 教育的機能				
	5 研究の実際				
6 管理的機能					
II その他の研修		全国看護セミナー			